学校における働き方改革 アクション・プラン(行動計画) 第2期

令和3年6月

岩内町教育委員会

I はじめに

近年の少子高齢化や人口減少、人工知能、IoT等の先端技術の高度化、 グローバル化の進展は、教育をはじめとする様々な分野に大きな影響を及ぼ しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動、意識、価値観にまで波及し、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難な時代となっております。

そのため、教職員が健康でやりがいをもって勤務しながら、様々な教育課題に対応し、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが必要です。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域 住民の理解を得ながら、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備 に努めてまいります。

Ⅱ これまでの取組の成果と課題

岩内町教育委員会(以下「町教委」という。)では平成30年6月に、令和2年度までを取組期間とする、「学校における働き方改革アクション・プラン(行動計画)」を策定し、見直しを行いながら、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきた。その主な取組の成果と課題については、次のとおりである。

前計画に基づく取組の実施

現行計画では、部活動の休養日や活動時間の設定、ワークライフバランスを意識した働き方の推進等を掲げ、その実施に向けて各学校が取組を進めてきた。その結果、当初の目標については、ほぼ達成し、定着が図られている。

1. 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

● 実現に向けた専門スタッフ等の配置

各学校に、月1回のスクールカウンセラーを配置し、さらに、スクールソーシャルワーカーについては、道事業の活用により相談体制の確立に努めるた。また、コロナ禍によるスクール・サポート・スタッフの配置事業につい

ても町内各学校において活用し、教職員の負担軽減を行った。今後はこれら の事業継続を行うとともに、教職員の負担軽減となる部活動指導員の配置事 業の活用が求められる。

● 校務支援システムの導入促進

平成30年度導入のグループウェアの利用定着はしているが、学習指導要領に合った教務支援システムが未導入であることから、教職員の負担軽減を図るうえでも、適切な教務支援システムの検討を行い、早期導入の必要がある。

● 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

学校と地域住民、保護者等が連携・協働し、学校経営に取り組む「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を校区ごとに東地区、西地区に設立し活動を実施している。今後は、活動の充実と拡大、地域コーディネーターとの連携を強化し、支援体制の充実を図る。

2. 部活動に関わる負担軽減

● 部活動の休養日等の設定

けがの防止や心身のリフレッシュを図るために、限られた時間での効果的・効率的な練習を行い、全ての部活動で休養日を平日週1日以上、土曜日及び日曜日は1日以上休養日を設け、学校閉庁日は、休養日とし、活動時間は3時間程度としている。また、部活動ごとに複数顧問の配置を実施しており、今後も継続し、教職員の負担軽減を図る。

3. 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

● **ワークライフバランス**(**仕事と生活の調和**)を意識した働き方の推進 学校では、「定時退勤日」、「時間外勤務等縮減週間」を設けるとともに、 曜日を定めて職員会議等を開催しており、これらの取組を今後も継続し、ワ ークライフバランスを意識した働き方の推進を図る。

● 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため長期休業中に学校閉庁日を設定した。しかしながら、一部教員が業務をするために、

出勤したことから徹底するよう努める。

● 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、平成30年度導入のグループウェアにより客 観的な把握はできているが、容易に集計できるシステムの導入が必要である。

● 留守番電話やメールによる連絡対応等

緊急時の連絡方法については、「安全安心メール」の活用を中心に、行政 防災無線なども利用し対応をしているが、留守番電話の設置については、課 題を整理し、早急な導入が必要である。

4. 教育委員会による学校サポート

● メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策のためには、各自が自身の現状を認識することが重要であることから、全教職員を対象とするストレスチェックを実施するとともに、相談体制を構築する必要がある。

● 学校行事の精選・見直し

学校行事については、新型コロナウィルス感染対策を取りつつ、時間の短縮や内容の見直しを行っているが、今後も精選や見直しの取組を推める必要がある。

取組の総括

町教委では、これまで上記の取組のほか、様々な働き方改革に取り組んできた。

一定の成果は現れているものの、在校等の客観的な時間の把握、メンタルへの対応など課題が多く、教職員が健康でやりがいをもって勤務する環境の構築が求められており、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努める必要があります。

このため、第2期計画では、これまでの取組を継続し、令和2年3月に北海道教育委員会(以下、道教委という」)でまとめた「北海道の学校における働き方改革手引『Road』」を活用、参考にしながら、本町の学校にお

ける働き方改革アクション・プラン (行動計画) を策定し、町教委と各学校 が緊密に連携しながら継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

Ⅲ アクション・プラン(行動計画)第2期の概要

- 学校における働き方改革の目的は、「教職員のこれまでの働き方を見直 し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにするこ とで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活 動を行うことができるようになること」である。
- この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、新たな取組を加えるなどした新たなアクション・プラン (行動計画) (以下「アクション・プラン (行動計画) 第2期」という。) を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

①アクション・プラン(行動計画)第2期の性格

アクション・プラン(行動計画)第2期は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。)第2章第2節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。)第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則(令和2年北海道教育委員会規則第3号。以下「道教育委員会規則」という。)第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

②目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第2章第1節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、岩内町立学校管理規則(平成15年岩内町教育委員会規則第1号)等に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定する。

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間)以内、1年間で360時間(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間)以内とする。

【重視する視点】 【重点的に実施する取組】 現状分析を踏まえて各教員が 個の"気付き" 自らの働き方を認識し、各自 ① 在校等時間の客観的 が最適な取組を実践。 な計測・記録と公表 ②メンタルヘルス対策 の推進等 ③働き方改革手引「Road」 真に必要な教育活動を効果的 の積極的な活用 チームの"対話" に行うため、学校全体で対 ④ICTを積極的に活用 話し、業務改善を実践。 した業務等の推進 (5部活動休養日等の完全実 施 ⑥地域との協働の推進によ 働き方改革の趣旨と取組に る学校を応援・支援する 地域との"協働" 対する、保護者や地域住民 体制づくりの推進 の理解と協力の醸成。

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

- ①「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭をいう。
- ②「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間(正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。)として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるため に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(当該教育職員の申告に基 づくものとする。)

工 休憩時間

- ③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日(祝日法による祝日、年末年始の休日及び開校記念日(代休日が指定された日を除く。))以外の日における正規の勤務時間をいう。
- ④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。
 - ア 1か月の時間外在校等時間100時間未満
 - イ 1年間の時間外在校等時間720時間
 - ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
 - エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの 期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

③教育委員会及び学校の役割

ア 町教委の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤 務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- ・ 学校における働き方改革を進めるため、本町の実情に応じた取組を 主体的に実施する。
- ・ 学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校 に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的 に検証を行う。

イ 学校の役割

・ 校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の 共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人 の意識改革を促進する。 ・ 校長は、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

④推進体制と取組の検証・改善

ア 推進体制

教育長を座長とし、教育部長、子ども未来課長、学校教育係長で構成する「学校における働き方改革推進本部」の下、アクション・プラン(行動計画)第2期の実現に向けて学校における「働き方改革推進委員会」と町教委が連携・協働し、一丸となって取組を進める。

イ 取組の検証・改善等

町教委は、毎年度、「学校における働き方改革推進本部」において各般の取組の検証を行うとともに、学校を訪問するなどして取組状況の実態把握に努める。

また、アクション・プラン(行動計画)第2期の各項目の進捗状況を 管理するとともに、施策の検証等の結果や国、道教委の動向等を踏まえ、 取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じてアクション・プラン(行動 計画)第2期の見直しを行う。

ウ検証結果の提供等

町教委は、道教委から提供される、各般の取組に係る検証結果を参考とし、各学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に働き方改革の取組を進めるよう促す。

エ 首長との連携

町教委は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、首長と認識を共有し、その求めに応じて実施状況等に関する報告を行うほか、専門的な助言を求めるなど、緊密に連携を図る。

⑤保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。 子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。 このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、町教委においては、岩内町PTA連合会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

⑥学校や教員が担う業務の明確化

町教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された次の考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

これよじ子仪・教員が担つしさに代表的な業務の任り方に関する考え方							
学校の業務だが、必ずしも	教員の業務だが、						
教員が担う必要のない業務	負担軽減が可能な業務						
⑤調査・統計等への回答等	⑨給食時の対応 (学級担任と栄						
(事務職員等)	養教諭等との連携等)						
⑥児童生徒の休み時間における	⑩授業準備(補助的業務へのサ						
対応 (輪番、地域ボランティア	ポートスタッフの参画等)						
等)							
	①学習評価や成績処理(補助的						
⑦校内清掃	業務へのサポートスタッフの						
(輪番、地域ボランティア等)	参画等)						
⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務						
	職員等との連携、一部外部委						
※ 部活動の設置・運営は	託等)						
法令上の義務ではないが、	③ 進路指導 (事務職員や外部人						
ほとんどの中学・高校で	材との連携・協力等)						
設置。多くの教員が顧問							
を担わざるを得ない実態。	⑭支援が必要な児童生徒・家庭						
	への対応 (専門スタッフとの						
	学校の業務だが、必ずしも 教員が担う必要のない業務 ⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における 対応(輪番、地域ボランティア 等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は 法令上の義務ではないが、 ほとんどの中学・高校で 設置。多くの教員が顧問						

IV アクション・プラン(行動計画)第2期の具体的な取組

1. 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

● 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 重点

- ・ 町教委は、働き方改革手引「Road」を、全ての町立学校で積極的に活用するよう促す。
- ・ 町教委は、全ての町立学校において、働き方改革を進める上で中核 となる「コアチーム」(働き方改革手引「Road」第3章に掲載) を設置するよう促す。
- ・ 町教委は、全ての町立学校において、働き方改革の取組がどの程度 進んでいるのかを検証するチェックリスト(働き方改革手引「Roa d」第7章に掲載)を活用するよう促す。
- 町教委は、道教委から提供される学校における働き方改革に関する 道内外の好事例の普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実 践事例やアイディア等を町立学校間で共有するよう促す。
- ・ 町教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、新たな技術の活用も含め、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

■ ICTを積極的に活用した業務等の推進 重点

- ・ 町教委は、学習履歴 (スタディ・ログ) などの教育データを活用し、 自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を 効率化させ、教職員の事務作業にかける時間の減少を図るため、IC T環境の充実を進める。
- ・ 町教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・ 能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教 科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデ ジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実 を図る取組を推進する。
- ・ 町教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の 充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努める。
- 町教委は、道教委のホームページ(ICT活用ポータルサイト等)

に掲載される校種に応じた次の教材や資料等の活用を促し、教職員の 授業づくりを支援する。

共		通	I C T 活用授業モデル、各種資料(教員研修、クラウドサービス、 活用事例、情報モラル等)、I C T 活用ミニハンドブック
小	学	校	ICTを活用した各教科等の学習指導案や教材、特に小学校プログラミング教育に関する教室用デジタル教材、ワークシートなど授業準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例
中	学	校	I C T を活用した各教科等の学習指導案や教材、技術・家庭科や 美術等、免許外指導者の参考となる教材、ワークシートなど授業 準備に役立つ資料や新学習指導要領に対応した実践例

● 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 重点

- ・ 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を 行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教 育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組につい て、分かりやすい動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情 報提供を行う。
- ・ 町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を 支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する 「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コ ミュニティ・スクール」の活用を積極的に促すとともに、地域の実情 に応じた効果的な活動を促す。

● 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- 町教委は、町立学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援員等の専門スタッフの配置を進める。
- 町教委は、道教委が行う支援を活用し、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置を進める。

● 校務支援システムの有効活用の促進

町教委は、成績処理等を行う教務支援システムを全町立学校に導入 を目指すよう努める。

● 学校給食費等の公会計化の検討及び徴収・管理業務の負担軽減

・ 町教委は、国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を 参考にするなど、学校給食費の公会計化を検討するとともに、徴収・ 管理等の業務(未納者対応を含む。)についても行うよう検討し、町 立学校における業務の負担軽減を図る。

2. 部活動指導に関わる負担軽減

● 部活動休養日等の完全実施 重点

- 町教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。
- ・ 町教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

① 部活動休養日の実施

・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業 日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とすること。
- ※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細につ

いては、「岩内町立学校に係る部活動の方針」による。

● 複数顧問の効果的な活用

・ 学校は、部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置して、技術指導や 安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践 する。

● 部活動指導員の配置等

・ 町教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、 町立学校への部活動指導員の配置を道教委と連携して取り組むととも に、その効果的な活用を促す。

● 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 町教委は、中体連等の関係団体と連携、協力し、部活動休養日等の 完全実施のための取組を進める。
- ・ 町教委は、町スポーツ協会や競技団体、文化団体等に対し、大会や コンクール等の見直しを要請するとともに、各学校に対し、出場する 大会等を精選するよう促す。

● 学校規模等に応じた部活動数の適正化

・ 町教委は、各学校に対し、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた 適正な部活動数とするよう促す。

● 部活動の地域への移行の検討及び合理的で効果的な部活動の推進

- ・ 町教委は、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを 目指す国の部活動改革の方向性や小規模自治体の取組事例等の情報収 集を行い、その実現に向けて取り組む。
- ・ 町教委は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保に向けて、 複数の学校による合同部活動の在り方や、ICTを活用した指導等に 関し取り組む。

3. 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

● 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 重点

町教委は、町立学校において導入している出退勤管理システムを適

切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表すると ともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限 り客観的な方法により計測・記録する。

- ・ 町教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録である ことを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の 平準化や効率化等の取組を進める。

● ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- 町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人 一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、積 極的に実践することができるよう、次の取組を進める。
 - ① 月2回以上の定時退勤日の実施
 - ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
 - ③ 15日以上の年次有給休暇の取得促進 (年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得 を促進。)
 - ④ 仕事と育児・介護等の両立支援
- ・ 町教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・ 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務 に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職 場環境づくりを主体的に進める。
- ・ 各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の 家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から 両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努 めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積 極的に行動する。
- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等 休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象

職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

● 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- 町教委は、町立学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」 等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価 に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジ メントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給 休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定する こととする。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を 図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職 員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- 各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

● 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

町教委は、町立学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって 心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日 を設定する。

① 実施目的

・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本(夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可)とする。
- 年末年始の休日は、全町統一の学校閉庁日とし、12月29 日から1月5日までとする。

③ 服務上の取扱等

- 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行う

ため、管理職員の出勤は不要とする。

部活動休養日に設定する。

④ 保護者への周知

・ 学校は、通知を保護者に発出するとともに、ホームページなどを活用し、周知を図る。

● 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、町教委は、新任校長、新任教頭において、職員の勤務時間の管理、健康安全の管理、校内組織の管理をはじめとしたマネジメント能力を養成する道教委が実施する研修を重点に位置付けて受講を推進する。
- ・ 町教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修の機会を活用するとともに、各学校においても働き方改革に関する研修への参加を促す。
- ・ 町教委は、管理職員推薦において、働き方改革の観点を踏まえ、時間を軸にした総合的なマネジメント能力を評価するものとする。

● 定数加配の活用等

・ 町教委は、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図るため、国の 定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員 や生徒指導等の様々な課題に対応する教員の配置を検討する。

● 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 町教委は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。
- 町教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、 学校事務の効率化を図る。

4. 教育委員会による学校サポート体制の充実

● メンタルヘルス対策の推進等 重点

- 町教委は、町立学校の教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、 全ての教職員へのストレスチェックや必要に応じて面接指導等を実施 する。
- ・ 町教委は、町立学校の教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて 健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて相 談窓口等への案内を行うものとする。
- ・ 町教委は、時間外在校等時間が一定時間を超えた町立学校の教職員 に対し、必要に応じて、医師による相談等への案内を行うものとする。
- ・ 町教委は、公立学校共済組合北海道支部と連携し、教職員の心身の 健康問題について、必要に応じて、医師による相談等への案内を行う

● 調査業務等の見直し

- ・ 町教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行 う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃 止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。
- 町教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一 定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。
- 町教委は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、 子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、充分な精選を 行った上で配布する。

● 勤務時間等の制度改善

- ・ 町教委では、平成22年度に4週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、 週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日 における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、職員の勤務時間 に係る制度改善を行ってきたところであり、これらの制度が有効に活 用されるよう、引き続き学校に対する指導・助言を行う。
- 町教委は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した在宅勤務 の成果と課題を検証し、教職員の在宅勤務の在り方について検討する。

● 適正な勤務時間の設定等

・ 町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時

間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

- ・ 町教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、 早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係 る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・ 助言を行う。
- ・ 町教委は、長期休業期間中など児童生徒の学校教育活動に支障のない範囲において、教育職員の専門職としての専門性を向上させる機会を確保するため、教育公務員特例法第22条第2項に基づくいわゆる「職専免研修」について、勤務内容や実施態様を正確に把握・確認する方法など、その在り方について検討を進める。

● 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

・ 町教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数 を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整え ないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合に は、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配 慮するよう必要な指導・助言を行う。

● トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

・ 町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

● 研修の精選・見直し

・ 町教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、 学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めると ともに、長期休業期間中の研修については、国及び道教委の通知等を 踏まえながら精選を検討する。

● 若手教員への支援

・ 町教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、初 任段階教員研修等の機会等を活用し、働き方改革の観点も含め、管理 職員等による指導・助言を受けられる機会を設ける。 ・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

● 教頭への支援

- ・ 町教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である 教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間 勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に 向けた取組を進める。
 - ① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
 - ② 事務職員等との役割分担を図る。
- 町教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

● 学校行事の精選・見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。
 - ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、 外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
 - ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
 - ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、 教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極 的に当該教科等の授業時数に含めること。

● 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏ま

え、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。

- ・ 町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校 の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推 進する。
- ・ 町教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル(ひな形)を提示する。

● 学校の組織運営に関する見直し

・ 町教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

● 自動応答電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

- 町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、自動応答電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。
- ・ 町教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
 - この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として 設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併 せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 町教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守すること

を求めるのみであってはならないこと。

- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

岩内町立学校における働き方改革アクション・プラン(行動計画)第2期工程表

重点取組		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
働き方改革 手引「Ro ad」の積 極的な活用	町教委	教育委員会による指導・助言			
	各学校	 ・コアチームの設置 ・チェックリストの活用 ・取組の実施・評価・改善 ・取組の実施・評価・改善 			
I C T を積極的に活用した業務等の推進	町教委	町立学校におけるICT環境の整備、学校への指導・助言			
	各学校	・自動的・継続的なデータ取得など I C T の積極的な活用・クラウドサービスやデジタル教科書を活用した授業実践			
部活動休 養日等の 完全実施	町教委	・適正な部活動に同・地域部活動への移行	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	適正な部活動に向けた指導助言 地域部活動への移行に係る検討	
	各学校	・休養日等の完全 ・例外的な取り扱い。 ・複数顧問の活用	及いの厳格な適用		